

あたつく福祉型事業協同組合 理事会規程

第1条（目的）

本規程は、あたつく福祉型事業協同組合（以下「本組合」という）の理事会の構成、運営および決議手続に関する基本事項を定め、理事会の適正な運営と組織の健全性を確保することを目的とする。

第2条（定款の優先）

この規程は、定款の規定に基づき運用されるものであるから、定款の変更等により、本規程の内容と定款に齟齬が生じた場合は、定款を優先して適用する。

第3条（理事の構成）

- 本組合の理事の定数は、定款第25条に定めるとおりとする。
- 2 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者（員外理事）は1人を超えてはならない（定款第27条）。
 - 3 理事のうち、当該理事とその配偶者または3親等以内の親族である他の理事との合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 4 理事のうち、同一団体の理事またはこれに準ずる相互に密接な関係を有する理事の合計数も、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 5 理事の構成に関する制限は、理事就任時に確認し、構成状況に変化が生じた場合には速やかに見直しを行う。

第4条（理事会の権限）

理事会は、法令・定款及び総会の決議に基づき、本組合の業務執行に関する重要事項について審議・決議する。

第5条（開催・招集）

理事会の招集、通知、議決方法については、定款第47条～第51条の定めに従う。

第6条（特別の利害関係を有する理事の除外）

理事会における議決に際しては、当該議案について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない（定款第49条第2項）。

第7条（議事録の作成）

理事会の議事録は、定款第51条の規定に従って記録し、当該議事録に署名、記名押印又は電子署名のいずれかにより承認を行うものとする。

第8条（附則）

- この規程は、2025年7月1日より施行する。
- 2 本規程の改正は、理事会の議決を経て行う。